

令和元年12月

鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会会議録

令和元年12月24日 開会

令和元年12月24日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会会議録

令和元年12月24日鈴鹿市議会第1委員会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会を開く。

1 出席議員

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 前 川 申 龍 | 2 番 | 田 中 通 |
| 3 番 | 田 中 淳 一 | 4 番 | 森 英 之 |
| 5 番 | 河 尻 浩 一 | 6 番 | 福 沢 美由紀 |
| 7 番 | 永 戸 孝 之 | 8 番 | 今 岡 翔 平 |
| 9 番 | 水 谷 進 | 10 番 | 中 村 浩 |
| 11 番 | 森 美和子 | 12 番 | 池 上 茂 樹 |

1 欠席議員

なし

1 出席者の職氏名

| | |
|---------------------------|---------|
| 広域連合長 | 末 松 則 子 |
| 副広域連合長 | 櫻 井 義 之 |
| 事務局長 | 佐 藤 弘 樹 |
| 総務課長 | 岡 安 賢 二 |
| 介護保険課長 | 谷 本 吉 隆 |
| 総務課主幹 | 鈴 木 英 生 |
| 総務課副参事兼 鈴鹿亀山消費生活センター所長 | 中 川 勝 規 |
| 介護保険課副参事兼管理グループリーダー | 服 部 さゆり |
| 介護保険課副参事兼認定グループリーダー | 藤 本 泰 子 |
| 介護保険課副参事兼指導グループリーダー | 竹 内 秀 幸 |

1 議会書記

| | |
|-------|---------|
| 総務課主幹 | 太 田 由起子 |
| 総務課 | 武 本 真 樹 |

1 会議の事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 14 号 鈴鹿亀山地区広域連合嘱託職員給与条例の全部改正について

議案第 15 号 鈴鹿亀山地区広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

議案第 16 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 17 号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正について

議案第 18 号 鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正について

議案第 19 号 鈴鹿亀山地区広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正について

午前09時59分 開 会

○議長（池上茂樹 議員）

皆さん、おはようございます。

12月も師走の迫った慌ただしい日にちに集まっていただきましてありがとうございます。どうぞ1日よろしくお祈りいたします。

ただいまから令和元年12月鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会を開会いたします。ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

本日の議事日程は、過日、送付いたしましたとおりでございますので、御了承を願います。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第35条の規定により、議長において、田中通議員、森美和子議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池上茂樹 議員）

御異議ないものと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

本日の出席者の職・氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたから、御了承願います。

次に、例月出納検査の結果をお手元に配布しておきましたから、御了承願います。

次に、日程第4、議案第14号から議案第19号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

皆様おはようございます。

本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会の12月臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案について説明を申し上げます。

議案書1ページの議案第14号 鈴鹿亀山地区広域連合嘱託職員給与条例の全部改正について、議案書3ページの議案第15号 鈴鹿亀山地区広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について及び議案書6ページの議案第16号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、3議案とも特別職の任用及び臨時的任用の厳格化、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化することを目的とし、平成29年5月17日に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴うものでございますので、一括して説明を申し上げます。

まず、議案第14号 鈴鹿亀山地区広域連合嘱託職員給与条例の全部改正についてでございますが、改正後の地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について規定するため、鈴鹿亀山地区広域連合嘱託職員給与条例の全部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第15号 鈴鹿亀山地区広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてでございますが、改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員が、同法第58条の2に規定する任命権者から地方公共団体の長に対する人事行政の運営の状況の報告や、地方公共団体の長による公表の対象となることから、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第16号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、改正後の地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が分限や懲戒処分の対象となることが明確化されたことより、関係条例の規定を整理する必要がありますことから一括して改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案書9ページの議案第17号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正について説明を申し上げます。

地方自治法第138条の4第3項において、地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、審査会、審議会、調査会といった

審査，諮問または調査するための機関を置くことができるとされております。

今回，本広域連合が，要綱により設置する鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会が執行機関の附属機関として条例で定めることが妥当であると判断し，本条例の一部を改正の上，その設置を規定するものです。

続きまして，議案書12ページの議案第18号 鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正について説明を申し上げます。

地方自治法第203条の2第4項において，議会の議員，委員会の委員，附属機関の委員等に対する報酬の額は，条例で定めることとされております。本広域連合では，議会の議員及び委員会の委員については，本条例第2条第1項各号にその報酬の額を定めており，附属機関の委員等に対する報酬については，同条第2項において予算の範囲内において支給することとしているところでございますが，附属機関の委員等の報酬についても，その報酬の額を明確にすることが妥当であると判断したことから所要の改正を行うものです。

続きまして，議案書14ページの議案第19号 鈴鹿亀山地区広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正について説明を申し上げます。

不当競争防止法等の一部を改正する法律の施行により，工業標準化法が改正され，日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴い，所要の改正を行うものです。

以上，議案第14号から議案第19号までの説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池上茂樹 議員）

議案第14号から議案第19号までの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案質疑に当たりましては，一問一答方式で，質疑時間は，答弁を含め30分以内ですので，厳守していただきますようお願いいたします。

なお，議案質疑でございますので，質疑に当たっては自己の意見を述べることなく，また，質疑の範囲が議題外にわたることのないよう，特にお願いを申し上げます。

それでは，通告に従い，福沢美由紀議員から発言を許します。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

おはようございます。

通告に従いまして質疑をさせていただきます。

まずは議案第14号 鈴鹿亀山地区広域連合嘱託職員の給与条例の全部改正についてということで、お伺いしたいと思います。

この条例のざっとした説明をいただいたわけですが、この改正の内容についてももう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

福沢議員の条例改正の内容についての御質疑につきまして説明を申し上げます。

議案第14号につきましては、非常勤職員の任用等に関する制度を明確化することを目的としました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等を条例で定める必要があることから、鈴鹿亀山地区広域連合嘱託職員給与条例の全部を改正し、鈴鹿亀山地区広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に改めるものでございます。

改正点といたしましては、改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、これはフルタイムの会計年度任用職員でございます、については、給与、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、退職手当及び費用弁償を支給し、また、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員、これはパートタイム会計年度任用職員でございますが、につきましては、報酬、期末手当及び費用弁償を支給することといたします。

なお、その額については、鈴鹿市の会計年度任用職員の例によることとしまして、例によりがたいときは広域連合長が別に定めることとするものでございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

今回のこの条例改正に、まず該当する職員について伺いたいんですけれども、この広域連合の職員が一体どれだけの中で、該当する職員が何人なのかまず伺いたしたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

福沢議員の職員体制の変化についての御質疑につきまして説明申し上げます。

現在の広域連合における職員の配置でございますが、正規職員につきましては、鈴鹿亀山地区広域連合職員定数条例に規定されている30人が在籍しております。

嘱託職員につきましては、介護保険認定調査員が5名、事務補助員が3名、消費生活相談員が3名の計11名が在籍をいたしております。

臨時職員につきましては、介護保険認定調査員が2名、事務補助員が2名の計4名が在籍しております。

嘱託職員と臨時職員が合わせて15名在籍しており、正規職員と合すると45名が在籍しているところでございます。

このうち、嘱託職員を改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定されるフルタイム会計年度任用職員、臨時職員を同法同条第1項第1号に規定されるパートタイム会計年度任用職員といたしております。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

職種も含めて内訳を伺いました。

この会計年度のこの制度を活用するというか、これになることによって、正規と非正規の割合っていうのが、変わらないのかどうかということについて確認をしたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

来年度のっていうことでちょっと先走って申し訳ないところでございますけれども、令和2年度につきましてですね、体制について少し説明をさせていただきたいんですが、令和2年度の職員体制につきましては、介護認定に伴う調査の件数が年々増加してきているという現状がございます。

それで、介護保険認定調査員の1名増員をお願いするってところで、現在、予算要求を行っているところでございます。1名の増員を認めていただければ、会計年度任用職員としては16人が在籍することとなるってというような体制になってくるってところでございます。

以上でございます。

○福沢美由紀 議員

仕事の内容が変わってきたことによって非正規の方が増えるということで特に正規、非正規の割合が大きく変わるということがないということを確認させていただきました。

それであのすいませんけども、この今までの任用の仕方で、亀山市と鈴鹿市の職員からも合わせていらっしゃるの、各市のこの会計年度任用職員制度とちょっと違うと思うので、そこについて詳しく説明を願えますか。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

福沢議員の改正による処遇改善についての御質疑について説明申し上げます。

今回の法改正に伴いまして、処遇が改善される点といたしまして、大きく分けて、給与に関する点と勤務条件に関する点がございます。

給与に関する点といたしまして、会計年度任用職員に期末手当を支給することができることとなります。期末手当については、支給の要件を満たす会計年度任用職員に支給することといたします。なお、その額、要件については、鈴鹿市の会計年度任用職員の例によることといたしまして、その例によりがたいときは、広域連合長が別に定めることといたします。

また、介護保険認定調査員につきましては、現在、構成市である鈴鹿市、亀山市から派遣されており、その給与については、それぞれの市の給与体系により支給をされております。その給与体系に差があることから、令和2年度より広域連合が直接雇用することで、処遇改善を図る所存でございます。

次に、勤務条件に関する点としまして、年次有休休暇の翌年度への繰り越しや、病気休暇などの特別休暇の整備など、必要な制度を整備することとされておりますが、広域連合の嘱託職員及び臨時職員については、鈴鹿亀山地区広域連合嘱託職員等取扱規定においてこれらの勤務条件等は既に整備されていることから改正後においても引き継ぐことといたしております。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

給与、手当以外の処遇についてもご答弁いただいたわけですが、まず、確認したいのは、認定調査員の鈴鹿市から亀山市からそれぞれ雇用していたところを直接雇用とするという1点、それによって手当も発生するというので、今、全国でも月収がね、減って、手当は出るけど月々の報酬が減ってとか、そういういろんな問題も出てますけども、そういうことではなく、皆さん今までよりも処遇が良くなるってことで確認させていただいていいですか。

○議長（池上茂樹 議員）

総務課長。

○総務課長（岡安賢二 君）

来年度のフルタイム会計年度任用職員の給与体系でございますが、今のところ鈴鹿市の職員に合わせる形で給与、月額という形で支払いを予定しております。その月額につきましても、若干ですけども、来年度は上がる方向で今予算要求させていただいております。あと期末手当につきましても、今1.85カ月でございますが、来年度から2カ月という形でそちらも上がる形で予算要求させていただいておりますので、全体的には処遇改善という形で上の方に上げさせていただ

こうかなと考えておるところでございます
以上です。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

ありがとうございます。

給与以外の処遇についてちょっとお話ししていただきましたけれども、ある程度いい処遇になっているのでそれを引き継ぐという言い方でしたが、それは今まで鈴鹿、亀山の別々の雇用であってもそうであったのが、そのまま引き継いでいるということなのか、あるいはもう1つの質問としては、そうとはいってももう少し改善すべき課題とかそういうものはあるのかなのかについて伺いたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

総務課長。

○総務課長（岡安賢二 君）

勤務条件につきましてですが、一応、嘱託職員につきましては取り決めの方です。ね、鈴鹿市の正規職員の休暇に合わせるという形で現在取り扱いをしております。病欠休暇や有休年度の繰り越しについては既に実際行われておりました。それを引き継ぐという形で考えておるところでございます。

あと、これという改善点はほぼ満たしておるかなと思いますので、今後も更なる処遇改善について検討したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

それでは次の議案についてお伺いしたいと思います。

議案第17号でございます。鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正についてということで、まず、この改正内容なんですけど、なぜこのタイミングなのかということも含めてもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

福沢美由紀議員の鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例改正についての御質疑につきまして説明申し上げます。

今回の改正は、令和2年4月1日より施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴う改正で、現在、介護保険運営委員会設置要綱により設置しております鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会を、地方自治法第138条の4第3項に示されております審査、諮問または調査するための機関として設置することのできる附属機関に位置づけ、条例により規定するものです。

附属機関とは、特定分野の学識を有する方や、専門的知識を有する方、あるいは関係団体の代表の皆様や市民の皆様など、職員以外の方々と組織をする、または、職員と職員以外の方々とともに組織するもので、その組織としての意思を、執行機関に対して表明する合議制の機関と解されているところでございます。

附属機関の設置につきましては、地方自治法の規定により、法律または条例の根拠が必要であるとされているため、本委員会の組織や担当事務はこれまでどおりですが、今回の地方公務員法改正に伴う条例改正として、本運営委員会を附属機関として設置する改正案を提案させていただくものです。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

この鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会、この運営委員会っていうのはいろんな、多分組織というか内容があると思うので、この内容について伺いしたいと思います。

○議長（池上茂樹 議員）

事務局長。

○事務局長（佐藤弘樹 君）

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会の体制の御質疑につきまして答弁申し上げます。

本運営委員会は、鈴鹿亀山地区広域連合が運営する介護保険事業の適正な運営を図るため設置されているものでございます。委員会は、14人以内で組織するとなっておりますが、現在13人の委員が広域連合連合長より委員委嘱されております。その人員構成ですが、保健、福祉、医療等の関係団体より推薦をいただいた方と、市民公募により選任された方となっております。会長、副会長は委員の互選によって選出されており、現在、会長として鈴鹿医療科学大学より推薦された准教授が、副会長として鈴鹿市医師会より推薦された医師が、それぞれ就任しております。

また、その他の11名の委員ですが、亀山歯科医師会、鈴鹿亀山薬剤師会、亀山市老人クラブ、鈴鹿地区老人福祉施設協会、三重県介護支援専門員協会鈴鹿亀山支部、鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会、亀山市民生委員児童委員協議会連合会、鈴鹿市社会福祉協議会、亀山市社会福祉協議会よりそれぞれ推薦いただいた各1名と、市民公募により選任された2名となっております。

任期は3年でございます。現職の任期は、第7期介護保険事業計画の期間である令和3年3月末日までとなっております。

また、委員の報酬としましては、会議に1回参加していただくと、現在8,800円の委員報酬をお支払いしております。

本運営委員会の所管する事務といたしましては、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び介護保険事業計画の進捗状況に関する事項、地域包括支援センターに関する事項、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定及び選定に関すること等となっております。

現在、年間3回程度の会議を開催しておりまして、先に申し上げた項目について調査審議して、その結果を鈴鹿亀山地区広域連合長に報告いたしております。

以上が運営委員会の概要でございますが、本条例で定める以外の所管事務や会議等の詳細については、本改正がなされた後、規則で定める予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀 議員

きちんと定まっているのが年3回、というのがかなり幅広い議論をしていただくのに年3回で足りるのかなっていうことをまず感じたんですけども、後で定めるところがあるので、現段階でこの委員さんたちが3回しか集まってないのか、それともいろんな中で細かく集まっていたところがあるのかどうかの確認、そしてこの要綱から条例に変わったということで、大きく変わる場所は何なのか、この委員さんたちにとって変わる場所は何なのかということについて伺いたいと思います

○議長（池上茂樹 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（谷本吉隆 君）

初めに運営委員会の回数なんですが、介護保険の事業計画の策定が始まる年度になりますと、介護保険事業計画の策定部会というものをこの運営委員会の中で部会として設けることになります。

それにつきましては、年ですね、3回程度また余分に部会として開いておりますので、通常の3回プラスこの年3回程度は追加して開かれることになりますし、施設整備の関係でですね、選定委員会というものも選定する事業者がおりましたらですね、それにつきましても1回や2回程度は開かれることになります。

大きく変わることは何なのかということですけども、先ほども事務局長のほうからも答弁ございましたとおり、この審議する中身が変わるとかそういうことは全くございませんで、そのまんま附属機関として改めて位置づけ直すということでございます。

以上でございます。

○議長（池上茂樹 議員）

これにて、福沢美由紀議員の質疑を終わります。
他に質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池上茂樹 議員）

他に質疑ございませんので、質疑なしと認めます。
それではこれより討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池上茂樹 議員）

別段、討論もございませんので、これより採決をいたします。
まず、議案第14号 鈴鹿亀山地区広域連合嘱託職員給与条例の全部改正について
を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。
したがいまして、議案第14号 鈴鹿亀山地区広域連合嘱託職員給与条例の全部改正については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第15号 鈴鹿亀山地区広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第15号 鈴鹿亀山地区広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第16号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第17号 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第18号 鈴鹿亀山地区広域連合報酬及び費用弁償等支給条

例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 鈴鹿亀山地区広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛 成 者 挙 手]

○議長（池上茂樹 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第19号 鈴鹿亀山地区広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和元年12月鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午前10時36分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和元年12月24日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 池 上 茂 樹

議員（2番） 田 中 通

議員（11番） 森 美和子